

# 別府市立中学校の部活動の地域移行について

R4.11 策定  
(R6.1 一部改訂)  
別府市教育委員会

## 1. 検討会議提言の概要【スポーツ庁(R4.6) 文化庁(R4.8)】

- 課題
- 少子化の進行
  - 教師の業務負担
  - 地域と学校の連携・協働
- 目指す姿
- 継続してスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会の確保  
(学校の働き方改革の推進・学校教育の質の向上)
  - 自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り
  - 地域における文化芸術の発展を主体的に形成
  - 部活動の意義の継承発展、新しい価値の創出 ○多様な体験機会の確保

- 改革の方向性
- 休日の部活動から段階的に地域移行
  - 平日の部活動の地域移行に向け更なる改革を推進
  - 地域でスポーツ・文化芸術に親しむ機会の確保
  - 多様なニーズに合った活動機会の充実
  - 地域の団体等と学校の連携・協働の推進

## 2. 別府市の現状

### (1) 少子化について

- ①別府市立中学校の生徒数(5月調査)は令和2年度2,513人、令和3年度2,500人、令和4年度2,470人、令和5年度2,524人と、2,500人前後で推移しています。(参考 平成24年度は2,700人)

### (2) 別府市の部活動の現状について

- ①中学校内で実施している部活動の数は、令和2年度95部、令和3年度87部、令和4年度89部、令和5年度88部です。  
②中学校内で実施している部活動への参加率は、令和2年度約65%、令和3年度約68%、令和4年度は約65%、令和5年度は約66%です。  
③部活動指導に係る教員の業務負担(休日や勤務時間外の活動、専門外の部活動指導に係る負担等)が課題となっています。

### (3) 今後心配されることについて

- ①少子化により、部活動ごとの所属生徒数が減少し、チームとして必要な人数の確保(チームの存続)が難しくなる可能性があります。これまで2校合同チームを編成して中学校総合体育大会に参加する等の対応を行ってきましたが、廃部または休部せざるを得ない状況となることも予測され、生徒が望むスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保が難しくなる可能性があります。  
②クラス数の減少に伴い、中学校に配置される教員数が減少すれば、専門的な指導を行える教員を指導者とするのが更に難しくなる可能性があります。

### 3. これまでの別府市の取組

#### (1) 生徒が専門的な指導を受けることのできる機会の確保

##### 【平成7年度から】

##### 外部指導者 (ボランティア)

- 部活動指導協力者 (ボランティア 無償)
- 学校長が依頼
- 県中体連に登録
- 専門的技術指導の補助  
単独指導、監督業務及び引率業務は不可
- 指導日、時間等は外部指導者による
- 例年40~50名程度の外部指導者を登録
- 平日の部活動指導、定期的な部活動指導の実施に課題がある

##### 【令和元年度から】

##### 部活動指導員 (別府市会計年度任用職員)

- 別府市会計年度任用職員
- 市教委・学校長の面接等を経て任用
- 単独指導、監督業務及び引率業務も可能  
(任用前後に研修受講の義務あり)
- 指導時間は週2日~3日  
平日2時間、休日3時間程度
- 令和元年度5名、令和2年度6名、令和3年度7名、令和4年度10名、令和5年度12名を配置
- 指導者の確保に課題がある状況

##### 【令和4年度から】

##### 地域指導員 (民間企業に委託した指導者)

- 別府市が民間企業に指導者(地域指導員)の募集及び研修、部活動指導を委託  
※人材の確保に向けた取組
- 単独指導、監督業務及び引率業務も可能
- 指導時間は週2日、平日2時間、休日3時間程度
- 令和4年9月から平日1日、休日1日を原則として6校に11名(運動部10名・文化部1名)を配置
- 令和5年度は、6校11名(運動部10名・文化部1名)を配置

#### (2) 拠点校方式による部活動運営 【令和元年度から】

##### ■別府市立中学校ラグビー部設立

- 「部活動指導員」を活用した「拠点校方式(複数中学校からの参加が可能)による部活動」を開始
- 令和5年度までに市内7校中全ての中学校から参加有り  
※令和5年度: 5校から14名参加

#### (3) 関係団体等との意見交換・現状把握 【令和3年度から】

##### ■関係団体等との意見交換・現状把握

- 関係競技団体、総合型地域スポーツクラブ、中学校体育連盟等との意見交換  
※部活動指導者の人材確保の難しさ及び競技団体等が現状のまま休日の部活動の受け皿となることの難しさを共有

### 4. 今後の方向性

(1) 部活動に取り組む子どもたちが専門的な指導を含め、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる環境を整備するとともに、多様な体験機会の確保についても検討を進める。

(2) 学校教育活動における「部活動」を、社会関係団体等による「スポーツ活動」「文化芸術活動」へと移行することについて検討を進める。

(3) 部活動地域移行の第1歩として、休日は「教員以外の外部指導者等による部活動」または「社会関係団体等による活動」をめざす。

## 5. スケジュール

### 令和4年度

- (1) 別府市教育委員会事務局にて事務局を担い、現状把握と関係者による共有の取組を開始します。
- (2) 「学校」「保護者・児童生徒」「競技団体」「民間団体」等との協議・意見集約を開始します。
- (3) 関係者との協議・意見集約、国・県の動向をもとに、事務局にて課題を整理し、具体的な取組案の作成を開始します。

### 令和5年・6年度

- (1) 『課題の整理と解決』に向け、「学校」「保護者・児童生徒」「競技団体」「民間団体」等との協議・意見集約を継続実施するとともに、具体的な取組について国・県の動向を踏まえ検討します。
- (2) 協議・意見集約の結果を受け、可能な範囲で段階的な取組を実施します。
- (3) 令和6年度（令和7年1月頃）から、「別府市立中学校部活動地域移行検討委員会（仮）」の開催に向けて、別府市教育委員会事務局と関係部局（市長部局）とて協議を開始します。

### 令和7年度

- (1) これまでの協議・意見集約・検討に加え、国・県の動向を踏まえ、令和7年9月を目途に「別府市立中学校部活動地域移行検討委員会（仮）」を開催します。
- (2) 「別府市立中学校部活動地域移行検討委員会（仮）」での議論や経過について、関係者に随時お知らせをします。
- (3) 「別府市立中学校部活動地域移行検討委員会（仮）」で示された方針に沿って、適宜取組を実施します。

### 令和8年度以降

- (1) 「別府市立中学校部活動地域移行検討委員会（仮）」で、引き続き、地域移行について協議をします。
- (2) 休日の地域移行については、「教員以外の外部指導者等による部活動」または「社会関係団体等による活動」を推進します。
- (3) 国や県の動向を踏まえながら、平日の「教員以外の外部指導者等による部活動」及び地域移行についての検討を進めます。